

建設水道常任委員会

平成19年8月21日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○宮崎 和彦	吉野 俊明
紀 良治	西谷 剛周	浦野 圭司
中川議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	都 市 建 設 部 長	藤本 宗司
建 設 課 長	加藤 保幸	同 課 長 補 佐	角井 敏文
観 光 産 業 課 長	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	川端 伸和
都 市 整 備 課 長	藤川 岳志	都 市 整 備 課 参 事	今西 弘至
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上 下 水 道 部 長	谷口 裕司
上 水 道 課 長	植嶋 滋継	同 課 長 補 佐	井上 究
下 水 道 課 長 補 佐	上田 俊雄		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 紀委員、西谷委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会
を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、紀委員、西谷委員のお二人を指名いたします。お二人
には、よろしく願いいたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとお
りであります。
初めに、1. 継続審査、(1) 都市基盤整備事業に関することについ
て、①公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理
事者の報告を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道 それでは、(1) 都市基盤整備に関することについて、①公共下水
部長 道事業に関することについて、ご報告させていただきます。

まず、公共下水道事業につきましては、平成17年3月末に供用開
始をし、現在、丸2年4ヶ月が経過したところでございます。そのこ
とから、整備状況、接続状況等につきまして新たに検討を加え、平成
30年度までの財政見通しを作成いたしましたので、本日資料をお示
しし、ご説明させていただきたいと思っております。

まずお手元の資料ー1をご覧くださいませでしょうか。

公共下水道財政推計と、その2枚目に平成3年度からの決算および
見込みを添付させていただいております。まず、下水道施設の建設に

かかります資本的収支部門でございます。主な財源は国庫補助金及び地方債でございます。そして、その歳出でございますが、公共下水道の建設にあたります新設改良費で平成20年度は8億4,100万円、平成21年度は8億4,100万円、平成22年度以降は7億9,400万円と見込んでおります。それぞれの事業の進め方及び事業費につきましては過去の実績を参考に推計いたしております。

また、主な財源が使用料収入にあたります収益的収支部門におきましては、料金収入等について接続実績を参考に推計いたしております。

まず、料金収入等につきましては、平成20年度は7,329万916円、平成21年度は8,810万8,235円、平成22年度におきましては9,866万3,604円で、平成30年度におきましては1億8,656万410円を見込んでおります。また、決算規模につきましては、平成20年度14億1,273万1,000円、平成21年度14億5,464万5,000円、平成22年度14億3,224万5,000円で、平成30年度におきましては16億7,345万6,000円、また一般会計繰入金総額につきましては平成20年度4億1,644万円、平成21年度4億2,063万7,000円、平成22年度4億4,538万2,000円で、平成30年度におきましては6億189万5,000円と推測し、最後に、地方債償還残高につきましては平成20年度73億9,643万8千円、平成21年度76億7,497万7千円、平成22年度79億1,840万円で、平成30年度におきましては89億9,590万9,000円と推測いたしております。

公共下水道計画区域は、全体で493ヘクタールあり、その整備につきましては、今後20年以上の年数を要すると考えております。また、整備に係ります費用につきましても多大なものであり、起債残高も増え、元利償還費につきましても多額になると予測されております。そのようなことから、使用料金及び加入負担金につきましては公共下水道事業の貴重な財源でありますことから、公共下水道の利用率向上は大変重要なことであると認識しており、今後も、公共下水道の利用

率向上に務め、一般会計への負担をできる限り少なくし、健全な下水道財政の運営ができるよう務めてまいりたいと考えております。

以上、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、質疑をお受けいたします。 西谷委員。

西谷委員 今、財政のことで言われたんですが、実際に財政する中では確かにこれだけの費用がかかるというのとは別に、そしたら事業費をいかに削減するかという、そういう事を考えておられるのかちょっとお尋ねしたいと思うんですが、私が情報公開で求めた資料とかいろんなこれまでの資料をしますと、だいたい落札率が97%、町長選が終わったあたりからやっと93%くらいという数字も出てきましたけども、実際にはやっぱり生駒や奈良とかは実際に談合というのは新聞に載って問題になって入札の改革をされたところは一律みな10%以上の削減をされてる。実質的にはそういう形で数値が下がってるわけですね。そしたら仮にこれからまだ公共下水道事業が仮に300億かかるとしても、一割減っただけでも30億位の削減になるんですが、その辺のところは担当してどのように考えておられますか。

上下水道
部長 まず、一つ、我々事業担当課といたしましては事業費をいかに削減するかという事につきましてはコスト縮減というような事に着目いたしまして、理想的、効率的な資材もしくは工法を選定いたしまして現場の施工をいたしております。そして、今おっしゃいました落札の関係、入札の関係でございます。それらにつきましては、あくまでもこれは業者の方の見積りもしくは設計に基づいて投函されるという事でございますので、我々事業課といたしましては、その落札される率についてはどうこう言う問題もございませんが、実際発注するにあたりましては、出来るだけ効率的な発注が出来るよう努めているという事で、出来る限りコストダウン出来るように努力しているところでござ

います。

西谷委員　　今の入札制度の中で予定価格っていうのは先に出てますよね。以前はそういうのが出てなかった、何回か入札をするという事で決められてきたんですが、実際に以前の入札の予定価格を公表しない方が、談合というのか、そういうものの疑いが晴れるような方法になるんやないかと思う、と言うのは、以前、全国的にオンブズマンの会なんかで言われたのは、談合があると入札する度に一回目、二回目、三回目、入札をやります。その入札の価格の一番低い業者っていうのは一回目も二回目も三回目も全て同じ業者が一番安い価格を出すと、二番手、三番手は色々かわりますけれども、っていう事の中でそういう事が入札に行われた場合には、これは談合の疑いがあるん違うかなっていう事で言われているんですが、そういう風に戻す方が逆に本当に、住民から見た時に談合の疑いっていうのが消えるんやないかな。いったん元の形に戻して、あるいはそういう住民から疑いを、疑惑を持たれないような形で入札をすべきだと思うんですが、その点はどうですか。

副町長　　これも西谷議員もご存知だと思うんですが、本町としては透明性、競争性を図るという事から入札後の予定価格の公表、それを試行しながら調査し、次には入札前による予定価格の公表、という順序を講じてきた経緯がございます。その中で言われるように我々はやっぱり競争性、透明性、談合の阻止という事を常に研究しながら入札の執行にあたる、また談合がないように郵便入札で執行していくという流れで来たわけがございます。今、議員もおっしゃいましたように、入札前の予定価格の公表、これも談合を行われる可能性もあるのではないかとよく言われました。しかし業者がきちっとした見積りをもって応札するという事をすれば、そういう問題は避けられるし、また先ほど申しましたようにコスト減による競争入札においての応札をしてくれるのではないかと考えております。去年の入札から報告しますと、龍田西幹線、これが約61.50%そして神南幹線、これが65.69%、

そういう結果も起こったわけです。しかし、こういう入札は全国的の中に見る中で、採算性がとれなくても受注量をもって企業が採算をとるといような流れで来たわけです。しかし、こういう入札については非常に非難がされた。工事の施行が出来んのかなど、また監視も出来るのかというような非難的な見方をされた。その後、今年の4月頃からゼネコンも低入札的応札でなしに採算のとれる応札をしてきた、というような経緯がございます。いずれにいたしましても、住民に疑惑を持たれないような入札制度、またコスト削減による競争性を常に考えながらどのような入札方法が一番望ましいのかという事を常に考えて参りたいと考えている、まだコンピューターによる電子入札もございます。そういう事も含めながら検討しなければならないという事を思っているところでございます。当面はこういう形で入札をしていき、そして我々は出来るだけ不透明な形の入札をしないような管理体制をもち、同時に業者側の談合防止を図るという事、これもしていかなければならない、このように思いますのでご理解を願いたい、このように思います。

西谷委員 今ね、副町長が言われたように確かに下水道事業の5千万以上の事業については言われるように60～70位に落札率は下がっている。しかし5千万以下の分については依然として93、7みたいな形でされてます。これはやっぱり僕は不自然なように思います。結局、片方で住民に先ほども部長が言ったように、非常に公共下水道の財政を示して住民に負担を求める、求めんなやっついていかれへんのやっついて言いながら片方でどれだけの努力を町がしてんのかっていうのが、住民からみたら素朴な疑問やと思う。その辺のところをやっぴりまず、町が一生懸命そういう努力をしてほしいという風に思うのと共に、いま斑鳩町を私も暑い中ビラを配りながら見てますと、大阪ガスの配管工事が行われていおります。素朴に思うんですが、公共下水道っていうのは自然流下で流れますから、ガスや水道と違って必ず傾斜っていうのは決まってて、水道やガスみたいにくるっと曲げたり出来へん状態なん

ですね、下水道が既に本管が入っているところの部分について、後から大阪ガスがガス管を入れるんやったら分かるんやけど、いずれ公共下水道で斑鳩町が下水道事業を進めていかんなん区域が分かっているにもかかわらず、先に大阪ガスが管を入れる、という事になりますと相当後から斑鳩町が下水道をする場合には、手掘りでせないかんとか、非常に工事費が高くなると思うんですね、そういう事を分かってながら、何で大阪ガスの、大阪ガスは当然民間の営利企業ですから自分たちが儲ける為にガス管を引くと、結果として斑鳩町が後から下水道をやる場合には割高になって工期が長くなって、そしてなお且つ工事については水道みたいに水漏れたらすぐ分かりますけど、ガス管っていうのは気体、ガスは気体ですから非常に危ないですから慎重にせなあかんっていう事の中ではそういう費用っていうのは全部、言われている公共下水道の工事費にかかってくるという事を考えた場合に、私は斑鳩町のとる姿勢として少なくとも大阪ガスとかああいう分については、町が既に公共下水道を整備した地区からやってくれっていう事を私は言うべきではないのかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

上下水道
部長

西谷委員おっしゃる件につきましては、やはり重要な事だと確かに感じております。しかし、現段階、公共下水道事業につきましては事業認可区域内での施工という縛りがまず一点ございます。そうした事から事業認可区域外の施工、これは純単と言いますか、町単費で施工することは可能でございます。しかし、補助金も地方債も何もつかないというような状況で施工しなければならないという事から、そういうような事は、まず認可区域外の施工につきましては極力避けておる状況でございますが、今おっしゃったみたいな形でガス管、他の地下埋設管理者ですね、そういった事につきましては事前にこの部分に下水道管、埋設管あるかないか、認可区域内外関係なしにまず問い合わせがございました。そうした形で文書で回答する事となっております。その中でよほどの道路幅員が確保出来ない所以外につきましては、出

来るだけここは将来下水道管が入ります、というような事で、だいたい下水道管につきましては最低1メートル20の深さで入れます事からそういった事の指導をさせていただいて、お願いする場合もございます。そういった形で調整はとっているという状況でございます。以上でございます。

西谷委員　今の、私が言うてるのは、大阪ガスに申請した時に少なくとも斑鳩町の下水道の配管の設備が終わった所だけをガス管理めていいよ、という事を言えばいいん違いますの。わざわざ今、事業認可区域やないからという事を言われてるけども、実際に入れる事によって、ちょっと業者に聞きますと実際にガスが入る事によって当然町の本管工事、あるいは公共ます設置についての工事費も負担なるけど、敷地の中へガス管が入りますから実際には今度は個人が、敷地の中での排水設備、下水道の公共ますへ繋ぐ排水設備工事をする時にも既にガス管が入っていると割高に、当然工事費としてなるという話も聞く中では、ちょっとその町の対応っていうのは腑に落ちん。

上下水道
部長　それらにつきましては、出来るだけそういった事についての配慮はしていただけるように、我々といたしましても今後、十分指導もしくはお願いをしていくように心掛けていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

西谷委員　私が言うのはお願いやのうて、町の下水道課が町道の占用を許可する訳やのうて、町の建設課ですか、その辺がやるわけでしょ。そしたら、庁内の会議の中でですよ、住民から見たら別に下水道課であろうが建設課であろうが役場は一つなんですよ。だから、みすみすようさんお金がかかる、たぶん自分とこの敷地の中でいずれ下水道つけんなんねん、その前にガス管入れさしてくれへんか、って頼まれた時にいや、そなんん待って、うちがちゃんと下水道やってからして。住民からしたらそういう感覚なんです。ところが何でわざわざ高くなんのに、

そしてそのつけは必ず住民が支払っていかんなん、税金の中から支払っていかんなんとしたら、当然そしたらもうそういう事を聞いたらちょっと一旦、大阪ガスについては、町としてはやっぱり下水道の整備できた区域から申請があったらしてもらおかって、そんなんは普通になんて出来んのかなって素朴に思うんですがね。言うてる事がね、先ほどの入札の件も一緒なんですけど、結局町がどれだけ住民に負担をかけんように汗流してる、知恵しぼってるんや、というところを住民の方は不信に思っておられるんです。だからちょっと、今の住民の方いろんな斑鳩町の方来られてます。あるいは元ゼネコンに勤めてはった人、あるいは下水道の事をしてはった人、そういう住民の方が一旦自分の地域に定年して帰って来られて見られたら、えっ何で、そういう声がやっぱり僕らは直接聞くわけです。聞いたらなるほどな、それは確かに言われる通りやなっていう形でするんやけど、住民から当たり前前に税金をより効率的に使う、出来るだけ住民に負担をかけない形で事業をやっていくという、そういうごくごく普通な物の考え方がなんで出来んねんやろ、なんでまたそれに対応出来んのかなっていうのが素朴に思うわけなんで、再度実際にここまで言うたんやから、ほんとに事業について、大阪ガスのそういう扱いについて、今後どうすんのかっていうのを明確に答えていただけますか。

副町長

西谷委員のおっしゃる事はごもっともだと思います。ただ、大阪ガスなり上下水道なり、道路を利用して占用される場合は、道路法に基づき許可を与える事になります。法に抵触する、また書類上不足する、こういうようなものについては拒否は出来るわけですが、法律に基づく申請によって申請されれば町の都合で拒否するという事は出来ないという難しさがあります。町としては占用物件を許可する場合については、やはり今後の事業に対して支障来たさないような形で指導し、それをもって後にトラブルを起こされないよう占用していくと適切な条件を添付し、占用許可を与えなければならない、このように思う訳でございます。相手が営利企業であるので町の都合で許可与

えないという事になれば問題になってくると同時に、場合によっては司法の場に上がる可能性もあるという事でございますので、町としてはやはり支障を来たさないような形での占用許可の中に条件を付し、許可を与えるという事でございます。

西谷委員　そしたらね、単純に例えばガス管が入ってなかったら例えばメーター一当り10万から100万で出来ます。ところがガス管が入る事によって、本来やったら機械で掘って進める部分が、一部手掘りしたりとかガス管の周りを、聞きますとガス管ってほしい60～70センチ位のかかなり浅い所に入るから、下水管をやる場合にはその下をいきまから、相当そのガス管の周りを保護する、あるいは吊ってガス漏れがせんような形での補強をやりながら工事をせんなんっていう中では当然工事が割高になるわけですから、その部分をそしたら、今副町長は法的には無理なんだという事をおっしゃいましたけど、そしたら負担金をかけておたくは営利企業でされるんやから、どうしてもやりたいんやったら斑鳩町の場合にはこれだけ、おたくがされる事によってコストがかかりますと、当然その差額部分は負担してくださいね、という交渉は出来ないんですか。

副町長　先ほど申し上げましたように、各道路占用の場合については、町として支障を来たさないような条件をつけて許可するという事が基本でございますので、やはり今おっしゃるような形での許可、そういう条件をつけるという事は非常に難しいと思います。出来るだけやっぱり下水道の布設をしておらないからガス管等を占用させない、そこを、通させない事は出来ませんし、今日まで占用許可を与えてきた流れがございます。そういう事で今、西谷委員がおっしゃるように、そこを下水道また上水道が通るから負担金とる、という事は法に抵触する恐れがあるという事です。

西谷委員　私自身もそういう事例がないか、また調べて再度質問させていただ

きます。

委員長 他にございませんか。 浦野委員。

浦野委員 普及率なんですけど、30年度で67%という事で約町内の3分の2をクリアするという事が書いてあるんですけども、100%に到達するための計画はあるんですか、それとも31年度以降は未定なんですか。

上下水道
部長 長期的な計画は実際立てております。現段階、まずこの30年度の計画をお示しさせていただきましたのは、今の経済的な状況がこの状況であれば間違いないだろうという観点から、ここまでの推計を説明させていただいたという事でございます。実際、この段階で全体普及率といたしましては67%、現段階全国平均、だいたい70%前後であるというような事から、ここで説明させていただいたという事でご理解いただきたいと思えます。

浦野委員 100%到達の予定年度、それと例えばこれ、今まで公共下水道工事やられてて、いわゆる計画区域にないと、平成22年度まで計画区域が図面で、また地図で町民にお示ししていただけてますけども、いわゆる計画エリアに、今現在ないというエリアの方からいわゆる不公平やという申し出とかはないんですか。

上下水道
部長 今回の段階で不公平とかそういった意見はお聞かせいただけておりません。また事業認可区域以外のところでも出前講座等も実施させていただけております。そうした中でもそうした意見はお聞かせいただけてない状況でございます。それとだいたい、100%と言いますか、人口普及率で表しますののでだいたい今思っておりますのは、平成40年くらいになるのではないかという見込みをもって現在進めておりますのでよろしく願いいたします。

委員長 他にございませんでしょうか。 中川議長。

議長 先ほど部長ね、認可区域外は町単独の事業になるんで極力避けたいという答弁されてましたけど、認可区域外で整備されたところあるんですか。

上下水道
部長 現段階、ほぼ取り合的な施工で、認可区域外を施工したものはございます。例えば認可のラインでずっと事業進めて来ましたと、1軒あたりの2軒がはりついておりますので、その位置を伸ばしてしまおうと、これで事業を終わってしまおうというような区域につきまして施工をした経験はございます。

委員長 副町長。

副町長 今、西谷委員の質問の中で答弁に不足がありましたのでちょっと付け加えさせてほしいと思います。先ほど負担金をとれという事をおっしゃいましたけど、占用料はいただいております。以上でございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備 それでは②都市計画道路の整備促進に関することについて報告を申

課長

上げます。まず、いかるがパークウェイについてでございますけれども、稲葉車瀬区間につきまして、工事の着手に向けましての準備といたしまして当該区間におけます埋蔵文化財の発掘調査が7月末から実施されているところでございます。

次に、竜田川にかかります岩瀬橋の橋梁工事についてでございますけれども、奈良国道の方で近日中に工事発注の契約が締結されるという予定になってございます。秋の渇水期以降に橋梁の下部工の工事に着手されることになっております。なお、橋梁工事の着手にあたりましては、地元の皆様方に工事説明会を実施させていただき予定を致しております。今後、説明会の実施時期や実施内容あるいは工事までのスケジュールを含めまして、国と調整をしてみたいと考えております。これらが明確になりましたらいかるがパークウェイ推進協議会の方にも報告をさせていただきながら、説明会を実施してみたいと考えておりますのでご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、このように稲葉車瀬区間の事業をどんどん進展してきております事から、国も早期の事業効果を発揮できるよう稲葉車瀬区間から国道25号三室交差点への接続に必要な道路構造の検討も進められるという予定でございます。さらに小吉田モデル区間から東側の県道大和高田斑鳩線までの五百井、興留区間につきましても、五百井地区の計画路線上で住宅開発の計画がなされておったところでございますけれども、その土地地権者の方にもご理解を賜り、用地取得に向けまして概ね了解をいただいているという状況でございます。今後とも国と連携を密にしながら、各区間の整備促進に努めてみたいと考えております。

続きまして都市計画道路法隆寺線についてでございます。この路線につきましては残り10%の事業用地の取得に現在努めているところでございまして、小吉田区間の残地につきましては、一定ご理解をいただいているという状況でございます。また、龍田地区におきましても、出来るだけ早期に地権者のご理解をいただいて、事業の進展がみ

れますよう、努めて参りたいと考えております。

以上、簡単でございますけれども、都市計画道路の整備促進に関する事についての報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。
ございませんでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 都計道路のいかるがパークウェイの件で今されたんですが、実際に事業としては国の事業やっというのは分かるんですが。当然付帯事業でそれに接続する、例えば町道の改修とか水路の改修とかっというものは当然町でやっいかなあかんと思うんですが、実際に公共下水道もそうですが、例えば県道大和高田斑鳩線まで、あるいは三室交差点までって言われる中で目標年次と、本体工事は国でやりますからそれは問題ないとして、町の負担分ですね、町で実際にこれをやる事によってどれ位の事業費がかかるのかという部分について、斑鳩町全体の財政計画にも関連してくるんで、今言うてもし無理やったら公共下水道、あるいはいかるがパークウェイ、駅前整備という事で全体の項目を分けた中で、町の財政見通しですね、その辺を次回までに出していただけますか。

総務部長 財政見通しにつきましては、毎年度ですけれども、決算がこの9月に決算の認定をお願いするわけでございますけれども、その決算資料の中にも中長期財政推移を毎年度出させていただいております。その中に総合福祉会館もございまして、法隆寺線整備もございまして。また学校耐震、大きな事業ですけれども、ございまして。そうした中で今言われておりますようにいかるがパークウェイ関連の付帯工事云々につきましては、当然道路整備の中に入ってきておりますので、町の道路整備の全体の投資的経費の中でどう泳いでいくかということになってきますので、財政に影響を及ぼすのは今申し上げました事となっております。

当然この資料につきましては、9月に資料を提出させていただきますので、その時に同時に配布いたしておりますので、またそれをご参照いただきまして縷々ご質問をしていただければと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 このいかるがバイパス、パークウェイと言われておりますけれども、今まで30年以上かかっても今の状況で、25号と接する部分が最終的に難題となりまして、またまたこの先、数十年かかるかなというような、私としてはそう思っております。その際にですね、今、岩瀬橋の橋梁が発注されるとなりますと、ある一部区間が使用開通されるとなりますと、平群方面から来る168号線からの流入車輛ですね、渋滞する国道25号を通らずに竜田公園の中の道を通って岩瀬橋に来て、一応供用区間である、いかるがバイパスを通るといような状況が私は考えられると思うんです。過去の議事録見ておきますと、先輩議員も心配しておられましたように、竜田公園の脇の道路ですね。対面交通となっておりますので、あそこへたくさんの平群方面からの車が来ますとどういようになるのかな、大変心配になるわけでありませけれども。岩瀬橋、橋梁発注段階になってる時点ですね、この辺の心配については、町としてはどんな風に思っておられますか。

都市整備課長 吉野委員おっしゃっていただきました岩瀬橋が出来る事によって168号からの交通がいかるがパークウェイに流入するのではないかというご心配だと思うんですけれども、決してそういう事はないと思っております。わざわざ何も公園の横の町道を通りながら南へ南下する必要もございませんので、168から、北から来る車につきましては現国道25号線を通っていくのではないかと。それと共に、今回岩瀬橋までの工事が進められるという事になっておりますが、小吉田モデル区間から竜田川までが現実的に見えてきているという状況でございます。そういう事に関係もしまして、ここまで進んできているという事

で国といたしましても早く25号、国道に接続したいという事で、先ほど説明の中で申しましたように、三室交差点を接続に必要な道路構造、検討も進めて西方面に向けましても事業を進めていきたいという風に考えているところでございます。

吉野委員 今、藤川課長の説明がありまして、そうかなとは思いますが、
も、現在でも竜田川の横の道を、これは、県道、国道、

(「町道です。」との声)

吉野委員 あそこに、竜田大橋から来てすぐに観光会館という非常に古い鉄筋
の建物、今は観光会館としては使用されていないんですけれども、あ
りまして、あの辺から広くなったり狭くなったりして岩瀬橋まで通じ
てるわけなんです。ここら辺りの拡幅とかいう事は今のところ考えて
おられないのでしょうか。

建設課長 おっしゃっております竜田川右岸側の町道でございますけれども、
以前から6m計画道路として位置付けをされていた道路でございまし
て、改修時等に協力をいただける部分については下がっていただくよ
うに、お願い、協力は求めていってるところでございますけれども、現
状言われているとおり、そういった形で下がっていただいてもなかな
か隣接者が協力していただけないという事でそういった状態になって
おるとというのが現状であろうかと考えます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 本件については、一定の審査を行ったということで終わっておしま
す。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備
課参事

それでは、J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについてでございますが、前回6月15日の当委員会以降の進捗状況について報告させていただきます。

まず、駅周辺整備の取り組み状況でございますが、駅南口広場整備工事におきましては、6月の定例会で工事請負契約の締結の議決をいただき、現在工事を進めているといった状況でございます。また、前回も報告しております南口広場の北側歩道部分に設置いたしますシェルター設置工事でございますが、9月12日に入札を予定しております、南口広場工事の進捗を見ながら、設置工事も併せて行っていきたいと考えております。

次に、駅北口におきましても、踏切から北口広場に通じます4-1号線、この道路整備工事も現在行っているところでございまして、9月末で完了する予定となっておりますことから、本路線をこの9月定例会におきまして町道認定をお願いすることと致しております。なお、この工事の進捗を見ながら、一方通行等の交通規制標識の設置箇所等につきましても、警察との最終調整を行い、供用開始に向けて進めて参りたいと考えております。

次に南口広場へのアクセス道路となります1号線、あるいは2号線でございますが、前回報告させていただいておりますとおり、測量設計業務を現在も進めているところでございます。

それと駅北口の5号線についてでございますけれども、関係者の皆様方に道路計画について理解を求めながら、また用地協力につきましてもお願いをしていく状況の中で、まずは土地の境界確認を進めていこうということで、大筋了解を得られましたことから、現在関係致します底地の調査を行っているという状態でございます。

以上簡単ではございますが、J R 法隆寺駅周辺整備事業についての報告とさせていただきます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 本件についても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、9月定例議会に提出が予定されている議案について、あらかじめ理事者から説明を受けることにいたします。

(1) 三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについて、(2) 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについて、(3) 斑鳩町公共下水道施設を平群町住民の利用に供することについての3案件については、いずれも町行政界近辺における、近隣町への当町施設の提供、あるいは近隣町が管理する下水道施設の当町住民の利用について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。内容としては同様のものでありますので、以上3件については一括して説明を受けたいと思います。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道 それではまずお手元の資料-2の協定書及び2枚目付近見取り図及び3枚目のそれに基づく詳細図をご覧くださいませでしょうか。

行政区域界周辺の地形的な条件によりまして、三郷町公共下水道施設を本町住民が使用することから、地方自治法第244条の3の規定に基づき議決をいただき、別紙で添付いたしております協定書、資料ですね、それに基づきまして、三郷町と施設の利用及び維持管理に関して協定を締結し進めてまいるのでございます。それでは本日、協定書に基づきまして、まずご説明をさせていただきたいと考えております。

第1条(目的及び区域)でございます。三郷町の下水道施設の位置

とその施設に流入する斑鳩町の区域を表しております、三郷町夕陽ヶ丘120番地先から三郷町夕陽ヶ丘120番地先まで、そして三郷町夕陽ヶ丘148番地先から三郷町夕陽ヶ丘151番地先まで、そして三郷町夕陽ヶ丘176番1地先から三郷町夕陽ヶ丘176番1地先まで、三郷町夕陽ヶ丘214番地先から三郷町夕陽ヶ丘214番地先まででございます。そしてまた、斑鳩町が三郷町へ流入する区域といたしまして、龍田西3丁目1298番59地先から斑鳩町龍田西3丁目1298番59地先まで、斑鳩町龍田西3丁目1298番30地先から斑鳩町龍田西3丁目1298番53地先まで、斑鳩町龍田西3丁目1298番30地先から斑鳩町龍田西3丁目1298番53地先まで、斑鳩町龍田西3丁目1298番25地先から斑鳩町龍田西3丁目1298番29地先まで、斑鳩町龍田西3丁目619番30地先から斑鳩町龍田西3丁目619番26地先まで、斑鳩町龍田西3丁目619番4地先から斑鳩町龍田西3丁目619番27地先まで、そして斑鳩町龍田西3丁目619番16地先から斑鳩町龍田西3丁目619番21地先まででございます。

そして第2条におきましては（接続同意）につきまして、施設に流入させる場合の接続行為に対しまして施設の管理者が同意をすることを定義し、また、接続行為をする場合におきましては、下水道法上の手続きをすることを定義しております。法第24条第1項と申しますと、排水区域外から公共下水道に下水道を流入させる、いわゆる区域外流入に関する規定を設けており、そのような行為が必要とする場合の許認可を定義いたしております。

次に、第3条（維持管理）につきましては、それぞれの受け持つ施設についての維持管理及び修繕、維持に関する費用について定義しております。

次に、第4条（水質基準）につきましては、流入させる下水は各町の条例に定める基準に適合させることを定義しております。

次に、第5条（使用料等の徴収）につきましては、それぞれの町域の下水道条例に基づき徴収すること、すなわち、それぞれ住民登録を

されている自治体の下水道条例に基づくことを定義いたしております。

また、第6条（流域下水道市町村維持管理等負担金）でございますが、いわゆる県に支払います処理費でございますが、第5条と同じく、それぞれが属される自治体の条例に基づくことを定義いたしております。

最後に第7条（その他）でございますが、この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときにつきましてはその都度、甲乙協議して定めるものと定義いたしております。

以上、簡単ではございますが、9月議会定例会に提出し、議決をお願いする予定であります、三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについてのご説明とさせていただきます。

そして次でございますが、お手元の資料-3、その1枚目、2枚目及び3枚目の詳細図を共にご覧いただけますでしょうか。これも先ほどと同じく、行政区域界周辺の地形的な条件によりまして、この分につきましては、斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民が使用するという事でございますが、これにつきましては同じく地方自治法第244条の3の規定に基づき議決をいただき、別紙添付いたしております資料でございますが、三郷町と施設の利用及び維持管理に関して協定を締結し進めてまいるものでございます。

それでは、協定書に基づきまして先ほどと同じくご説明させていただきますが重複する部分が多くございますので、変わる部分だけの説明とさせていただきます。

第1条（目的及び区域）でございます。甲が乙に供する下水道施設の位置といたしまして、斑鳩町龍田西3丁目619番16地先から斑鳩町龍田西3丁目619番17地先まで、そして斑鳩町龍田西3丁目619番30地先から斑鳩町龍田西3丁目619番10地先まで、斑鳩町龍田西3丁目1298番30地先から斑鳩町龍田西3丁目1298番32地先まで、そして乙が甲の、甲と申しますのは斑鳩町長小城利重が甲で三郷町秋田新平が乙でございます。この三郷町夕陽ヶ丘2

1 6 番地先から三郷町夕陽ヶ丘 2 1 6 番地先まで、三郷町夕陽ヶ丘 1 7 9 番地先から三郷町夕陽ヶ丘 1 7 7 番地先まで、三郷町夕陽ヶ丘 1 1 6 番地先から三郷町夕陽ヶ丘 1 1 9 番地先まででございます。

以降、先ほどと重複いたしますので、説明につきましては割愛させていただきます。

次でございます。お手元の資料－４の２枚目及び３枚目の詳細図をご覧ください。これも先ほどと同じく行政区域界周辺の地形的な条件によりまして、今回これにつきましては斑鳩町公共下水道施設を平群町住民が使用するという事でございます。それでは先ほどの説明と変わる部分につきましてご説明させていただきます。斑鳩町の下水道施設の位置とその施設に流入する平群町の区域でございますが、斑鳩町龍田西 3 丁目 1 3 0 6 番 5 5 地先から斑鳩町龍田西 3 丁目 1 3 0 6 番 5 6 地先まで、斑鳩町龍田西 3 丁目 1 3 9 4 番 2 0 地先から斑鳩町龍田西 3 丁目 1 3 9 4 番 2 0 地先まで。そして平群町が斑鳩町へ流入する区域といたしまして、平群町竜田川 3 丁目 6 2 3 番 1 8 0 地先から平群町竜田川 3 丁目 6 2 3 番 1 7 9 地先まで、平群町竜田川 3 丁目 6 2 3 番 1 9 1 地先から平群町竜田川 3 丁目 6 2 3 番 1 9 1 地先まででございます。

以降、説明、内容、詳細につきましては先ほどと重複いたしますので割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、9月議会定例会に提出し、議決をお願いする予定であります、それぞれの区域外利用についての案件のご説明とさせていただきます。なお、行政区域外に設置されましたそれぞれの公共下水道施設を相互に有効に利用することにより、無駄なくスムーズな整備拡大をし、公共下水道への接続促進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。以上です。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 浦野委員。

浦野委員 協定書の第5条、使用料等の徴収なんですけれども、各町村の自分のエリアの使用料は自分の町域において徴収するとなっているんですけど、相手のエリアに流れる場合は、その徴収した使用料を相手の行政区に渡すんですか。それと、このエリア、かなり岩盤がきつくてですね、当初予定していた工事費用がかなり嵩んでるようにちょっと聞くんですけども、各個人の接続また本管工事で費用的な面でかなりコストプッシュになってるような事はないんですか。その二点聞かせてください。

上下水道
部長 まず、文言の通りでございます。各町に住民登録されておられます町に使用料もしくは加入負担金を支払っていただくという事でございます。そして今おっしゃいました岩盤等が多く施工に関しましては、費用的にコストアップになってくるのではないかと、そして各家庭に関しまして負担がかかってくるのではないかとという事でございますが、決して公共枡までの設置につきましては、町が責任持って施工いたしますので、各家庭の負担につきましてはかからないという事でご理解いただきたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 次に、(4)町道認定について、理事者の説明を求めます。
加藤建設課長。

建設課長 それでは9月定例議会に上程を予定しております町道認定につきまして、配布いたしております資料5によりまして、ご説明をさせていただきます。

今回、認定いたします新たな路線8路線、それと延伸したことによ

り変更いたします路線数が2路線の合計10路線であります。まず資料5の1枚目の管内図にそれぞれ10路線の位置を示しております。それでは、整理番号順に各路線のご説明をさせていただきますので、次のページをご覧ください。

まず、整理番号1番、町道286号線でございますが、法隆寺2丁目592番1を起点とし、法隆寺2丁目579番1を終点といたします延長40.1m、最大幅員14.9m、最小幅員6.2mで都市計画法の29条によります開発道路として町に寄属を受けた道路でございます。

次に2番、町道3002号線でございますが、興留7丁目552番12先を起点とし、興留7丁目551番4先を終点といたします延長91m、最大幅員25.5m、この最大幅員につきましては北口のロータリー部分も含めた幅員の数値でございます。最小幅員7.1mでJR法隆寺駅周辺整備事業によります道路でございます。

次に3番、町道3003号線でございますが、東福寺1丁目13番5先を起点とし、東福寺1丁目13番8先を終点といたします延長30.8m、最大幅員10.7m、最小幅員6.2mで都市計画法29条によります開発道路として町に寄属を受けた道路でございます。

次に4番、町道3004号線でございますが、法隆寺南3丁目70番2先を起点とし、法隆寺南3丁目7番4先を終点といたします延長21.4m、最大幅員13m、最小幅員6mで、これにつきましても都市計画法29条によります開発道路として町に寄属を受けた道路でございます。

次に5番、町道3005号線でございますが、興留東1丁目22番7先を起点とし、興留東1丁目25番2を終点といたします延長34.4m、最大幅員8.9m、最小幅員4mで建築基準法の位置指定道路として町に寄属を受けた道路でございます。

次に6番、町道3006号線でございますが、町道306号線の交点を起点とし、阿波2丁目14番8を終点といたします延長39.7m、最大幅員13.6m、最小幅員6mで都市計画法29条によりま

す開発道路として町に寄属を受けた道路でございます。

次に7番、町道3007号線でございますが、興留5丁目441番7先を起点とし、興留5丁目441番16先を終点といたします延長64.1m、最大幅員13.1m、最小幅員6mで都市計画法29条によります開発道路として町に寄属を受けた道路でございます。

次に8番、町道568号線でございますが、龍田西4丁目1123番11先を起点とし、龍田4丁目1123番12先を終点といたします延長23.5m、最大幅員10.5m、最小幅員6.2mで都市計画法29条によります開発道路として町に寄属を受けた道路でございます。

次に変更する2路線について、まず9番、町道347号線でございますが、起点は変更ございませんが、終点を興留5丁目440番15先から興留5丁目441番14先に変更し、延長を31mに延伸し、101.5mに、また最大幅員を7.5mから13.1mに変更するものであります。都市計画法29条によります開発道路として延伸され、町に寄属を受けた道路であります。

次に10番、町道392号線でございますが、これにつきましても起点は変更ございませんが、終点を興留2丁目94番4先を興留2丁目94番6先に変更し、延長を10.1m延伸し、27.8mに変更するものであります。幅員については変更ございません。建築基準法の位置指定道路として町に寄属を受けた道路でございます。

なお、ただ今説明申し上げました10路線について、町への所有権移転登記は全て完了いたしております。

以上、9月定例議会に上程を予定しております町道認定について、認定に付すべき路線として8路線、変更する路線2路線の合計10路線の説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 浦野委員。

浦野委員 町道認定についてなんですけど、作業的に見てますと土地の所有者、開発業者が多いんですけど、そこから町道に移管させてほしいという申出のもとに町が認定してるという例が多々あると思うんですけども、まだまだ町内にそういった、開発業者、土地の所有者からそういう認定を受けたいという申出がない、いわゆる町道認定の受けてない開発道路があると思うんですけども、町は積極的に住民のために認定を指導すると、積極的にとっていくというような姿勢はあるのですか、その辺を聞きたいと思います。

建設課長 今おっしゃっていただいている道路につきましては未登記道路が非常に多くございます。今でしたら開発許可、29条によりまして町に寄属をするとなっておりますけれども、以前に開発された土地で開発される事業者自身の、まだそのままの名義になっていたり個人で残っていたりという道路がございます。これは例を挙げさせていただきますと、現在高塚町、地元要望でございますけれども、道路について個人地で全て残っておりまして、里道もありますけれども個人地がほとんどでございます、その整理を進めているところでございまして、そういった底地整理を順次進めていける所につきましては町道認定をしていきたいという風に考えているところでございます。

浦野委員 今、高塚の例が出ましたですけども、そういったまだ認定道路になっていない部分でかなり家がぶら下がっているというエリアが多々見受けられますので、より積極的に所有者から分筆がまだ出来てないとか、いろんな諸問題がおありやから整理できてないと思うんですけども、積極的にやはり住民の利益のために動いていただいて、斑鳩町内、そういう道路は一切ないと、いわゆる全て町道また県道、国道という風に整理をしていただきたい事を要望しておきます。

委員長 他に。 西谷委員。

西谷委員 今の浦野委員との関連なんですけど、実際その未登記道路っていうのは、昭和40年から50年代くらいの時の開発やと思うんですが、実際もうぼちぼち建替えの時期になってくる。ところが実際に建替えしようと思って業者に頼んだら、いや町道やないから建替え出来ない、改築しか出来ないっていう例があっちこちにあるわけですね。こういうほんまに切実な問題に今、あっちこちでちょうど斑鳩町が開発のブームに乗って出来た、それがちょうど今建替えの時期にあっちこちきてる中で相当やっばり困っておられるという事が現実にあります。町としても当然これから下水道をやっていく中では当然その土地の所有者の同意を得ながらしか下水道進めていけないとしたら、下水道進める上においてもそういう未登記の道路について、町が積極的にやっばりやると下水道事業そのものが進まへんというような形に、私はなるのではないかと。そういう中でやっばり本当に積極的にこういう未登記の部分について、町が力をいれてやっていただきたいなという事をお願いしときたいと思います。

委員長 よろしいですか。 吉野委員。

吉野委員 今、加藤課長から開発業者関連だろうと思います。たくさん町道認定のお話がありました。最近、私もこういう認定とかするとかしないとかの話で、担当課さんにお邪魔する事が多いんですけども、大変神経を使われてご苦労されている様子が伺われています。私どもの神南の地区にも一つそういう場所がありまして、一つだけじゃなくてたくさんあるんですけども、代表的なものが一つありまして、そこが学童通学路になっているんです。ところがそこは、聞きますと幽霊土地だという事を聞きまして、幽霊土地なんてあるものかなと思まして国に聞きましたら国のものではないという返答をいただきました。つめていきますと、町道と里道と民間の所有者の私有地だろうという返事をいただきました。現場はどういう所かと言いますと、一部は車も通れるような舗装道路になっています、一部が問題の場所でありま

して、民間なのか町道なのか、区別がつかない場所があるわけです。そこには段差もありますし、草もしょっちゅう生える場所でもあります。そこは今まで町内会で、付近の方々も一生懸命草を刈ったりして学童通学路として確保しようとしているわけなんですけれども、なんせ草が生えますので散歩の犬が糞をしたりする、学童は車が通りますと脇へよけると溝にはまったり犬の糞を踏んだりしてかわいそうなことになる。こういう所を私これ、簡単にできるんじゃないかなと思ひまして、簡易舗装したらすぐに終わるんじゃないのかなという話をして、話を進めていきますと、何とこれがまた先輩議員さんが色々ご苦労してくださったようなんですけれども、10年来というか、問題がそのままの場所にあるという事なんです。こういう事に関して、コーナとかああいう所へ行きまして何かいい方法ないかなと思ひまして、簡易舗装とまでいかななくても、土地の所有関係なしに、学童が安心して通れる道になるようにならないかと思ひまして、色々探しましたところ、草を一回刈りまして草が生えないようにビニールを敷いて、その上に土なり碎石なりを入れれば、草も生えなくて半永久的に児童が通れるような道になるんじゃないかという事を聞いたんです。そういう事が可能なかどうかですね、つまり、地区の住民としては学童が安心して通れるっていうのは大事でありまして、斑鳩町が所有なのか私、民間の所有のなのかということは、もちろんそれは大変な問題なんですけども、第一にまず学童の為に簡易舗装といかないまでも、簡易に通れるような道に出来ないものだろうか、恐らくこういう例が斑鳩町内あっちこっちにあるんだろうと思うんです。これ、何か法律とまでいかないまでも、町の考え方、もうちょっと推し進めていただくような方法はないんでございましょうか。以上です。

建設課長 今おっしゃっていただいている分につきましては里道証明という事でございまして、以前から吉野議員からお話いただいています。また他の議員さんにもお願いして地元の隣接します地権者の方との境界について立会なりを行わしていただくようお願いしております。今おっし

やっていただいたそういった舗装、そういった部分での工法的な部分で以前私におっしゃっていただいて、また新聞記事でも持って行くはという事でおっしゃっていただきましたので、そういった部分についてもあらかじめ境界をその地権者の方と明確にした中で、こういった工法でやっていきたいという事も相手方に伝えたなかでやっていくべきではないかという風に思っておりますので、そうした事で前向きには考えておりますので、今後そういう形で対応していきたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 以上、9月定例議会に提出予定の議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

10時30分まで休憩いたします。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、3. 各課報告事項について、(1)平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書の報告について、報告を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道部長 レジメの方申し訳ございません。平成19年度になっておりますが、平成18年度に訂正お願いいたします。それでは平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書の報告について、説明をさせていただきます。本報告につきましては、平成17年度から平成1

8年度の2カ年の継続事業といたしまして、龍田2丁目から龍田4丁目まで龍田北汚水幹線2工区工事として延長約900m、内径1000mmの幹線管渠の施工を進めてまいりましたが、平成18年度をもちまして継続事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、その報告をさせていただくものでございます。内容につきましては、お手元資料-6をご覧くださいませうか。継続費精算報告書によりご説明させていただきます。

まず、第1款公共下水道事業費、第2項下水道新設改良費、事業名、公共下水道事業（龍田北汚水幹線2工区）まず、全体計画でございます、平成17年度年割り額4億円、その財源といたしましては、国支出金2億円、地方債1億8千万円、その他2千万円、平成18年度年割り額3億円、その財源といたしましては国支出金1億5千万円、地方債1億3,500万円、その他1,500万円で、年割額合計7億円、国支出金合計3億5,000万円、地方債合計、3億1,500万円、その他合計といたしまして3,500万円でございます。

次に実績でございます。平成17年度支出済額4億円、その財源といたしましては、国支出金1億9,986万4,590円、地方債1億8,000万円、その他2,013万5,410円、平成18年度支出済額3億円、その財源といたしましては国支出金1億4,867万9,630円、地方債1億3,630万円、その他1,502万370円、実績合計といたしまして、支出済額7億円、財源といたしまして国支出金合計3億4,854万4,220円、地方債合計3億1,630万円、その他合計3,515万5,780円でございます。

最後に、全体計画と実績との比較でございますが、まず年割額と実績との差はございませんが、事業内におけます財源の割り振りに変更がございましたことから、平成17年度全体計画に比較いたしまして、国支出金とその他でそれぞれ、135,410円の増減、平成18年度国支出金で132万370円減、地方債で130万円増、その他で20,370円の増、比較合計といたしまして、国支出金で145万5,780円の減、地方債で130万円増、その他で155,780

円の増でございます。

以上、簡単ではございますが、9月議会定例会で報告を予定いたしております平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書のご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)観月祭について、報告を求めます。 佃田観光産業課長。

観光産業 観月祭の開催につきまして、ご報告させていただきます。

課長 太子ロマン斑鳩の里「観月祭」は、斑鳩の里を発祥の地とする能楽金剛流の里帰り公演として、日本の伝統芸能の象徴である能楽への意識の高揚とその承継を図ることを目的に、毎年9月22日に薪能として開催しております。今年度で14回目となります。今年度につきましても、9月22日の土曜日に開催することで、現在、準備を進めているところであります。お手元にお配りしております開催チラシによりまして、ご報告いたしますので、ご確認の程、お願い致します。

開催時間は午後6時30分に開演し、約2時間ほどの公演であり、開催場所は上宮遺跡公園であります。本年の演目につきましては、町制施行60周年の記念の年であることから、能楽につきましては、人気の高い土蜘蛛を、狂言で蚊相撲を予定しております。入場券につきましては、本年度も前売が1,000円で当日が1,500円で販売させていただきます。また、JR法隆寺駅より無料のシャトルバスを例年どおり運行する予定でもあります。

議員皆様方にも是非ご観覧して頂きますようお願い致します。

以上、簡単ではございますが、太子ロマン斑鳩の里「観月祭」の報

告であります。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 今、観光産業課長の方からお話がありましたように、各委員さんも是非ご出席のほどよろしく願いしておきたいと思えます。

次に、(3) 斑鳩の里ふるさと秋祭りについて、報告を求めます。

佃田観光産業課長。

観光産業 斑鳩の里ふるさと秋祭りの開催について、ご報告いたします。

課長 斑鳩の里ふるさと秋祭りにつきましては、失われつつある人と人とのつながりを育み、斑鳩に共感と愛着をもち、誰もが斑鳩の里に暮らし続けたいとの思いを築くために、住民自ら参加し、楽しみ、ふれあう機会を提供することを目的として開催しております。この催しにつきましては、住民の方自らにおいて企画立案していただいております。現在、実行委員会において実施に向け、種々協議を行なっております。この催しにつきましては、住民の方自らにおいて企画立案していただいております。現在、実行委員会において実施に向け、種々協議を行なっております。この催しにつきましては、住民の方自らにおいて企画立案していただいております。

実施日につきましては、例年どおり10月の第2土曜日であります10月13日で、開催場所が法隆寺観光自動車駐車場及びその周辺と龍田神社前において開催されることが決定されております。実施内容につきましては、今年度が町制施行60周年の記念の年であることから、できる限り盛大に開催できるようにと調整されているところであります。例年の幼稚園や保育園などによる子どもみこしの巡行パレード、東小学校の和太鼓とソーラン踊り、各地区の太鼓台の巡行パレードや各友好都市や協力団体などによる模擬店などがあります。

実施内容等が纏まり次第、議員皆様にもご案内させていただきますので

よろしくお願ひ致します。

以上が斑鳩の里ふるさと秋祭りの報告であります。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(4)平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、報告を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道部長 それでは、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明させていただきます。お手元資料7をご覧くださいいただけますでしょうか。

地方債の充当率が従来、補助対象に対する裏負担分といたしまして90%、また、単独事業費分といたしまして95%でございましたが、本年度から、それぞれ充当率が100%に変更されたこと等によりまして、地方債の増額補正とそれに伴い、一般会計繰入金の減額補正をお願いするものでございます。

それでは、詳細につきましてご説明させていただきます。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金を6,770万円減額補正し、3億641万8千円に、また、第7款町債、第1項町債、第1目下水道事業債を6,770万円増額補正し、7億9,740万円に、また同時に、2枚目でございますが、第4表 地方債でございます。起債の目的であります1. 公共下水道事業につきまして、限度額6億6,870万円を7億3,660万円に、2. 流域下水道事業につきまして、限度額5,930万円を6,080万円に、3. 奈良県流域下水道事業推進資金につきましては、県の流域下水道事業費の変更に伴いまして、170万円を0にそれぞれ変更のお願いをするものでございます。

以上、簡単ではございますが、9月議会定例会に上程を予定いたしております平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 他に、理事者側から何か報告をしておくことはありませんか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、その他について、各委員より質疑ご意見等があればお受けいたします。 西谷委員。

西谷委員 ちょっとお尋ねしときたいんですが、確認なんです、町が公嘱協会に土地の分筆登記とかを発注されてると思うんですが、その発注の仕方ですね、どういう形で公嘱協会に、仕事があったら、どういう手順で公嘱協会へ発注されるのかということと、その公嘱協会へ発注するその仕事の内容ですね、例えば分筆登記するんでしたら、どういうものをその業者にやらすのか、その辺のところを詳しくちょっと説明していただきたいと思います。

総務部長 公嘱協会の発注についてでありますけれども、事案が発生してまいりましたら、これはもう以前と同じでございます。公嘱協会の斑鳩町の代表者の方にこういう仕事がございますということで、場所と発注内容についてご説明申し上げて、協会の方でその社員を選定されるということでございます。発注の内容ですけれども、当然、分筆の場合で

したら、そこに里道が走っておれば、里道の明示も必要となってきますし、隣地の立会いが当然必要となってきますし、分筆作業に必要な図面の作成となってまいります。以上です。

西谷委員 今部長の説明を受けたんですが、そしたらその分筆とかそういう分については土地の所有者、立会いも当然そうですけど、同意判とかそういうものについても全て業者が、当然のことやけども、とってこうやるということですよ。

総務部長 隣接の最終の同意判につきましては町の職員で行っております。

西谷委員 素朴に思うんですが、事業を仕事を任して一番困難なというのは地域のその周辺の人々の同意とか立会いされて納得されて同意されて、その同意判押すというのがある意味では一番難しいと言うか、住民感情にも関わることなんです、その一番難しい部分を職員がして、単に測量とかそういう部分だけをその業者がするというのはどうも腑に落ちんのですが、その辺はどうですか。

総務部長 民間の場合でも同意判とりに行きます。これ経費については当然相手に請求は申しておりませんので、それだけは誤解のないようお願いしたいと思います。その経費は相手に入っておりませんので。新たに公嘱協会に同意判まで求めますと、当然その費用も請求されますけども、当然それは請求されておらない。まずそれだけご理解いただきたいと思います。

それと分筆する場合でございますけども、やはり相手の地権者につきましては、やっぱり例えば、町として売るのであるから、やはり最終的に売買契約は町の方とするわけでございますので、町が行った方が相手も当然安心感もあると思います。例えば仮に私の土地が分筆する場合がございますよね、例えば隣の家の人に同意もらいに行くのに、私が土地家屋調査士に頼んだ場合に、この土地家屋調査士行くより、

やはり私が分筆するんですから、私が行って、その所有者に言った方が相手も安心感がございますし、より信頼関係が生まれてくると思っております。

西谷委員 実際には話を聞く中で、実際には公嘱協会に来られて、いっぺんもその測量をされる方が来られなくて、自分のその境界の立会いもしてないのに図面がちゃんと出来たと、ちょっと不満を持っておられる方がおられました。この中で今その部長の言われるのやったら、事案が起こったら事案が起こってから斑鳩町の支部へ連絡して、そこから支部が業者を選定して仕事にかかるということなんですが、僕もまた念のために調べようと思うんですが、その方がおっしゃるのには、町の情報公開求めたら、町が支部へ発注する以前にもう議員が来られて仕事してた。おかしいんちゃうかと言うのと、その中で仕事の経過においてもどっちが業者かわからんぐらい偉そうにされてて、あんなんおかしいんちゃいますかと言われた方がおられました。幸いにして今は議員でないですから問題ないんですが、ただその土地所有者の方は非常に不満をもっておられまして、自分が立会いもしてないのに図面を作られて、それで町の職員にこれはどういう事なんか説明に来てくれと、その土地家屋調査士さんに。でも一向に説明にも業者をよこさない。それは結局、業者やのうて議員として扱うてるからやないのかということ言われてる。せやからやっぱりこういう事は、住民がやっぱり町を信頼する上では非常にマイナスの要因ですから、是非こういう事のないようにしてほしいし、今でもその方については不満持っておられますんで、是非なんでこういう形になったんか、立会いもしてないのに図面だけきちっとこう出来て、それがまかり通ってる部分について、なぜこうなったかという部分を、少なくとも業者を連れて、町は説明責任あるんちゃうかなと、是非そういう事をやってほしいと思うんですが、どうですか。

総務部長 まず先程私申し上げたのは、普通のパターンでございまして、当然

そういう具合にされておると認識いたしておりますので、今、個々の一つの例を出されましたけれども、それについては私詳細に把握いたしておりませんので、それについては担当の方から、もしありましたら。

都市建設 立会いもしなくて図面が出来上がってくるということについては、部長 既存の図面があって、それを復元する形で図面が作成できるということになりますので、あらためて立会いするということになると、既存に立会いしたその図面がずれば、以前に出来た図面で物事動いてるのに、また違う位置で物事が動いてくると、こうなりますと、收拾がつかなくなりますから、既存の図面でもって復元作業をやるというのが基本なんです。

ただ、それについて復元した物を再確認をしてもらうというのが基本かなと、このようには思います。今現在進めてる作業でも復元作業ということについては当然やっております、それを立会いという中で、確認していただくという方法で登記、例えば進めているというような状況でございます。その事については、今ご指摘をされてる方についても、町の建設課の方で何回か面談もしながら、説明もさせていただいていると、このように認識をいたしているところでございます。

西谷委員 今部長言わはったけども、元の図面を参考にすると。実際本人が思っはるのは、元の図面でするんやったら、寸法同じやったら、別に私は何も言わないけども、町はその図面を基にして、実質的には1センチ距離が短くなった図面が出ていると。なんでやのんと。だから元の図面やったら、同じその寸法で縦横、土地があつたらですよ、こう土地があつて、その方が家を建てられる時に出来た図面を参考にこうされてて、長さが1センチずつ違う、何でや。立会いもしてへんのに何でやのんと。だから素朴に基にした、図面を基にしたと言うてんの何で寸法が違うんですか、何でうちが狭くなるんですかということ言うてはんねから、それちゃんと明確に答えたつたらええんちゃう

かなと僕は思う。だからそういう非常に本人さんもやっぱり感情的に不信感を持っておられますから、それは単にその図面の事やのうて全体からの色んな部分あると思うんやけど、それはやっぱり町として、もう少しやっぱり業者に厳しくやっぱり言う姿勢が必要やと僕は思うんですよ。ある時は業者、ある時は議員というようなそういう使い分けをされてることを、住民の人は敏感に見てはるし、せやから信用できへんのやというのがやっぱり根底にあるんですよ。是非その辺の所はいい機会ですんで、やっというて下さい。

都市建設 1センチのずれ等の問題が生じているということは、実際、復元作業をした時に1センチのずれがあると、その辺については誤差の範囲部長 という中で、町の方も確認をいたしておりまして、その辺についても関係する方にも説明をしながら今日まで来とるわけですけれども、なかなかご理解いただけてないという状況にあるのかなとこのように思っております。調査士さんが直接出向いてもらっても同じ話になるということで、町の方で、町が事業を進めているわけですから、町の方で説明をさせていただいてるわけですけれども、その辺ご理解願うしかないわけですけれども、そういう事をお願いをしてくれているわけですけれども、今後もそういう事があればですね、また説明もさせていただきたいと、このように思います。

西谷委員 いやあのね、これ今部長言わはるけれどもね、これ立場変わってね、これ誤差の範囲内と言うけど、誤差の範囲内やったら、これ土地の所有者、持ってる人からしたらですよ、何もうちがお金かけてうちがちゃんと公図作ってした図面をね、何で町が勝手に狭くしてくれんのと。そうでしょう。誤差の範囲内、それはおたくの言い分であって、うちは少なくとも図面上、今まで思ったより面積が狭なったというのは事実なんですからね。その辺を何でそんな事までせんなあかんのかということと、素朴に思うのは町道例えば分筆したこの明示が少なくとも出来たったら、それ以上なんでそんなけったいな事をせんなん必

要があったのかな。それと今部長が言わはったように、それは町が説明せなあかんと言わはるけど、結局そういう姿勢が住民から見たらですよ、議員やった業者やから町がかばってんのかという事になんねよ。本人は町はそう思ってなくても、住民から見たら、普通、町は発注して業者やったら、おまえこんなもめたるやろ、おまえもちゃんと行って説明せえやと言うのがこれ本来の姿ですやろ。それをいやこれ町ですって、なんでそんなかばわなあかんの。というのが素朴な住民の声なんです。だからその辺の感覚というのはね、僕はやっぱりもうちょっと知ってもらわなあかんと思う。ちゃいますか。僕言うてんのおかしいですか。

都市建設
部長

今まで事業進めてくる中で、その土地家屋調査士さん、立会い時にはね、当然現場に調査士さん行って、ポイント抑えるということになりますから、お互い確認しながら、説明もしてもらいながらやってきてるわけです。出来上がった図面については、町がこう説明をして、こういう状況ですということの確認をいただいて、筆界の確認書なり明示の印鑑をいただいと、こういう事です。議員やからどうこうという思いは毛頭持ってないわけです。だからそういう苦情が出てるといことについては、相手先方がたには伝えて、そういう話、そういう状況になってるといのは当然伝えておるわけで、また当然仕事の関係で来られることもあろうかと思しますので、そういう時にはこういう話になってきているという事の話はしていきたいと思えます。

西谷委員

いやあのね、伝えてやのうて、伝えてどうするかといことまでせなあきませんのちゃいますか。だからこう問題やからちゃんに行って説明しなさいよと。だから結局ね、最初の立会いた時の態度から見て、業者と発注する側の町との位置関係が逆転しているといことがまず不満があるわけです。それはその方だけやのうて、他に立会った人も皆同じようにおっしゃってるんですよ。職員がぼろくそに業者

にその言われてると、なんでやのと。そこから発注してるから、なんぼ町が言うたって、その事が一番最初にインプットされてるから、やっぱり本人が行って、きちっと説明せんと、本人は納得してもらえないというのがこれは現状なんです。

都市建設
部長 今、西谷委員のおっしゃってるように、当初からそういう思いで来られてる方に対してですね、その方に直接面談をしてもらうということになってくればですね、余計トラぶるということに当然なってくるわけですね。そうした時に町が誠意を持って説明をするということが妥当かなと、このようには理解もしてですね、町の建設課の方で説明をさしてもらってるという状況なんで、これはもう理解していただくしかしょうがないかなと、このように思います。

西谷委員 あのね、だからそういう感じじゃなくて、元々そうなった原因は町の態度にあるんじゃないかということをお僕問題にしてるんですよ。だからね、公嘱協会に発注するのはずーっとグレーな部分がありましたから、僕は反対してたんですがね、結局、町がなんぼここで建前のこと言うても現実に住民から見た町の発注する態度、或いはその接する姿勢そのものがやっぱり住民の不信を得て、結果として、その部分について、その方だけやのうて色んな、他にもなんか問題あるみたいですけど、そしたら町がね、公嘱協会へ発注する時に、公嘱協会は安心やから何かあってもちゃんと対処してもらえるから言うて副町長が断言しはりましたやん。そうでしょう。でも現実どや言うたら、たまたまその方だけなんかわかりませんが、不信を得て、ごたごたごたごた住民の不信を買ってる。そういうことが結構実はこんなんがあつてというのは口コミで皆知るわけです。そしたら結局我々の味方やのうて議員の味方かいみたいな感じになるわけですよ。だからやっぱり今ある間でせめてもうちょっと対処してですな、その火消すような形での対応を是非してほしいと思いますので、お願いしときます。

委員長 今、西谷委員がやる質問されていた問題についてはしかるべき対処の仕方をもってよろしく願いしておきたいと思います。

他にございませんでしょうか。吉野委員。

吉野委員 私、その他2つご意見で申し上げたいと思いますが、その前に今、西谷委員がおっしゃったような内容についてですね、先日新聞誌上に出てまして、地方の職員さん方、ここに今日来られてる方々それなりの責任を持った方々なんですけども。いわゆる有力者、或いは議員、元議員、こういうものの圧力と言うんですか、口利きという問題は多々出てきてると。その場合にその職員さん方のストレスと言うか、かなりあるんだと、そのために、そのストレスのために病気になったとか、そういうことは当然ありうる。また、議員程度といたらあれですけど、議員とか元議員とかじゃなくて、もっと他の何というかややこしい社会、暗黒街というんですか、そちらからの圧力とかですね、そういう事によって、これ斑鳩町の例ではもちろんないんですけど、責任ある地方自治体の職員さんが大変ストレスを被っていると、これについて、おそらくこれ総務の管轄ではないかと思うんですけど、斑鳩町としてどういう対応をされているのか、それに対して、例えば、最近の話すると、奈良県ですか、奈良市の問題ですよ、ああいうような事が斑鳩町にあり得なかったのか、あったのか、その辺先にちょっとお話。

総務部長 わたしの知る限りにおきましては、奈良市のような例はございません。それと今、吉野委員が申されておりました職員等のストレス等々があるということでございます。暴力団からの圧力につきましては、今現在、斑鳩町の方で警察との協議をいたしておりまして、応対等の取り決め要綱も定めておりまして、暴力団等が来た場合につきましては、各職員が対処することといたしておりまして、それにつきましては、それぞれの課に周知いたしておりますので、それで対処されております。それはもうあります。それと、あと有力者議員の圧力等々云々

が申されておりますけれども、ある自治体によりましては、口利き条例等々もありますけれども、それについては、まだ斑鳩町としては議論にはまだ至っておらない、そういう状況でございます。以上です。

吉野委員 私ども住民からしましても、斑鳩町の優秀な職員さん方、財産でありますし、また住民の立場に立って毅然とした態度をとっておられる職員さんは当然でしょうけれども、いいなと思っているところであります。

次に、2つと言いましたけれど、1つはこの斑鳩町の斑鳩の水、この件なんですけれども、これ大変評判が良くてですね、斑鳩の水と、お盆にうちへ遊びに来た人達なんか、初めて知った人がいっぱいおまして、こういう事やってんのか、見ますと60周年記念の催し物だということであります。斑鳩の水というもの、実際これ斑鳩という字を本当に読めるというのは意外と少ないんですよ。日本全国で。今日バレーボールの試合行ってる、東北行ってますけれども、奈良県代表でこれこれが行っていると、言葉で言えはいかるが、そう言えばこれいかるかと読むのかと、というような程度の認知がされてる、かなり地名というのは難しいもんでありますんで、ですから、こういう斑鳩の水でもいいんですが、これ三井の水ですから、伝統の水と言うか、聖徳太子一族が飲んだ水でもありますし、こういうものをもっと地域興しの宣伝のために、おそらく採算はとれないというようなお話は聞いておりますけれども、これ例えば50円から100円程度のものであれば、ある色んな催し物に出かけて、東京とかあちこち斑鳩を宣伝する際に大変有効ではないかなと思います。実際自分もこれ冷蔵庫で冷やして飲みますと、どこの水よりもうまいなとそういう風な思いもしたわけです。この件について、ちょっと水道の関係の方、谷口さんあたりからどんな今後の見通しとか。

町長 最近水の問題が色々出ておりますので、斑鳩町も町制60周年で斑鳩町も井戸水ということで、こういう1万本という限定をしながら

発売をしようということで、色々と職員等会議でですね、これを各施設で無料やるのか、或いはもう原価160円するけれども、120円でも、やっぱり高いけども120円で市販をさせていただこうということで、我々としては最終的に120円ということで販売をいたしております。非常に好評と言うのか、各中央公民館とか或いはまたいかるがホール或いはiセンターというところで見てみますと、こういう状況ですから水を分けてほしいという中で、冷蔵庫に3本程入ってますから、そういう水はまだ売れますけども、まだぬるい水ですから、なかなかそう簡単には売れませんけども、中宮寺にも置いてますけれど、非常に好評でございましてですね、皆さん方買ってこれを、口コミですから、田舎へ送ってやるんだとか方々へ送るんだとかいう方もございます。非常にもう今現在1万本のあれで3千本は売れておるという状況で、最初は7月の28日の商工まつりの時にブースのところで販売いたしますと、300本近く売れたわけでございます、そういう中でこうして斑鳩の水をやっぱり宣伝することもいいだろうということで、今現在やっております。今、吉野議員おっしゃったように、この斑鳩というのは当て字ですから読めません。ただやっぱりこれは前に世界遺産のシンポジウム開いた時に、ベルバラを書かれた池田理代子さんがいみじくもやはりこの斑鳩というのは当て字ですから読めませんよと、しかし歴史的背景ある事ですから飛ぶ鳥の飛鳥、斑鳩というのは全国どこへ行ってもやっぱり、東京行っても斑鳩か有楽町かというような事もおっしゃってますように、やっぱり小学生にそういう歴史教育をやっぱり斑鳩という字を教え込むと。ただよう盛んに来てですね、いかるがホールも平仮名のいかるがホールだという事に私は幻滅を感じた。やはり漢字の斑鳩をあえてやってほしいという事も申されましたように、私はやっぱりそういう事が今後の歴史的背景の中でこの斑鳩っていうのは将来的に、やっぱりずっと先人が作ってきたわけですから、こういう名前がやはり昭和22年2月11日の合併の時にも、特にやっぱり佐伯定胤管長は、命名する時にやっぱり法隆寺村等あるいは龍田町、龍田町の勢力があった中でこういう斑鳩という

字を選ばれて、斑鳩という名前をつけられたと思いますから、今後ともやっぱりこういう記念すべき年にやっぱりそういうものをしていくと。今よく水道水というのか井戸水が皆さん方非常においしいという事もございますから。特に三井の井戸水がおいしいという事で販売効果があると思います。いずれにいたしましても1万本でございますし、現在160円もかかりますから、いずれにいたしましても今後、この町制60周年という事の一つの記念の形で売りたいと思っております。

吉野委員

分かりました。

もう一つなんですが。実は皆さんもご存知のとおり、私が住んでいる地区、昭和橋からすぐ、三室病院の向かい側の地区なんですけれども、あの辺にご存知のとおりマンション計画が次々とたちまして、現在も進行しております。既存の宅地、ほんの1mも離れない所を10数mも基礎工事のために掘り進んでいって、それを隣接する住民の立場になってみればこれは非常に辛い事であって、特に今年のような特別な暑さの中で大きな音をたてる、振動させる、埃をたてられるという事は、もう耐えられないと、日中だけでもよそへ逃げていったりするというような状況にありまして、町の担当課の方々も時々よく見に来てくださって状況は確認されていると思います。こういう状況と言いますのは、町としても、私たちも予想していなかったわけで、国道25号に直接接する分に関してはマンションが建つなんて事は、考えてもいなかったわけでありまして。国道に沿っておりますので、近くに変電所もございます。道路の騒音、あるいは24時間、ピーポーピーポー、三室病院へ入る車の音、それから埃、そういうもので決して住宅地としては適当な場所ではないなと思っているけれども、業者としては斑鳩町というネームバリュー、大したもんですよやっぱり、斑鳩町に建てたいんだと、斑鳩小学校に通わせたいんだと、こういう気持ちですか、大変我々もそれは誇りに思っているんですけれども、実際に隣接する住民からみれば非常に辛いと、同じく町内の者としても道

路の関係とか景観とか環境とか、そういう事については非常にこれは違和感のあるものだと、皆さん思っております、この間の署名になったわけなんですけれども、これからどんどんと斑鳩町もどういう風に変わっていくか分かりませんが、人口がどんどん減っていく中において、こういうマンションが例えば法隆寺駅、あの辺近辺整理されますと、当然あそこは、法隆寺駅の近辺というのはマンションとかそういうものは建って当然の場所であるだろうと、そういう流れになっていくのではないかと、そうしますと開発の道路をきれいに、広くする、開発にはやっぱり光と影がありまして、あの辺の住民さん方は我々が今現在受けているそういう被害を、斑鳩町の住民も次々と、我々が第1番目なんです。国道25号に接して5階建のマンションが建つという例はありませんしね、斑鳩町では。今後これは、万代の向かいにも確かにマンションが計画、5階建てなんです。そういう形でどんどん斑鳩町の形が変わっていくという事に関して、斑鳩町としてはどう思っておられるのか。業者とよく話し合いを、付近の住民はされます。一つはサイゼリア跡地という所、三室のバス停のすぐ傍に建つマンションなんですけれども、そこに関しては三交不動産というところがやっているんですけれども、実際に朝日新聞に出たようにですね、三交不動産そのものが他の、50戸近い三重のマンションで欠陥が続々と出てきてましてですね、住民が退去する、補償料をとるという段階になっております。これを工事やっていると、サイゼリア跡地の業者も非常に、我々は業者といえ、商売でやってるわけですから敵ではなくてよく話し合いをするんですけれども、大変辛い思いをしております。ここを建てたけれども本当に全戸売れるのか、という問題もあります。それから三交の担当者が話し合いをしたら、この三重のマンションの結果が出た時点で、それから現在の我々の神南のマンションの件についてはどうしようかと、このまま続行するのか止めるのか、非常に苦慮しているという切実な声も聞きました。そういうのを聞きますと、我々としては、住民のあれはもちろんそうなんですけれども、斑鳩町としてこういうマンションが続々と法隆寺駅近辺

に、たとえ5階建て15mの高さとしましても、建っていくとしたらですね、今きちっと何か斑鳩町として条例というか何かの形で規制しておかないと、斑鳩町の姿が変わってしまうのではないか。それでエコとか緑とか環境とか言いますとまず最初は一番メインになる単語は緑という事だそうです。国道25号通りましても、どこに斑鳩町の、ここが斑鳩町として、これは斑鳩町だなという実感を持つようなものがあまりありません。広告が立っておりますし緑が少ないし、特に緑というものは、例えば今の開発されてる区域は開発されて当然の区域だという事であります。ですからそれはそれとしまして、だからこそ緑というものは大切だなと、こういう観点から、斑鳩町としてもこの時点で何か対応考えないといけないんじゃないかなと思います。最近の新聞報道や何かによりますと各自治体で続々と各自治体独自の条例、環境条例を作っているという事もあります。そういう事に関しては斑鳩町なんていうのは最も先進な、そういう事をしなければならない、太子の里としてですね、ものじゃないかなと私は思います。是非そのことを一つ考えていただきたいと思います。それで、住民さん方は色々あれですので、議員さんと呼んでこの現状を見てもらうと、そうしますとその議員さんは見て何と言ったかと言うと、町会議員ではありませんよ。ここは王寺やなど、こういう事を言ったそうです。これというのは、この間、自民等の久間防衛庁長官が言ったように、原爆が落とされるというのは時代の流れとして当然やなど、これに類似した言葉じゃないかなと、よく考えてものを言ってもらわないとやっぱり、住民としてはこの言葉にぐさってきたと。ここは王寺だから開発していいのか、ではなくてここは斑鳩町だから、今差別とか区別とか、斑鳩町を差別化しなければ斑鳩町はたっついていかないと、こういう状況に私はきているんじゃないかなと。また観光客あるいは住民の求めているものも斑鳩町は他の町とは違うんだと。例えば明日香へ行きますと明日香と橿原市の境界はきちっと分かれるわけです。明日香の方はいろんな法令で守られておりまして、太古の姿をそのまま残している。けども橿原市の方は本当に1mの境から10mとかいうビルが

どンドン建っている。なるほどここは明日香だな、ここは檀原だなと分かる位の事を斑鳩町は進めていかなければならないんじゃないかなと思います。確かに三郷町に三室病院というのは7階建か8階建。斑鳩町にも5階建のマンションが確かにあります。でもそれは目立たないような形で出来ているんです。国道25号に沿った形で今次々とううして我々の地区がターゲットになっているんですけども、これに対して斑鳩町としては何か対策はしようとしているのか、いないのか。この後期実施計画、第三次斑鳩町総合計画、第三次斑鳩町総合計画の一番最後の方に住民と行政協働による町づくりという事を書いてあります。ここら辺をもうちょっと考えてもらいまして、住民参画の町づくり、住民の決してエゴだけで言ってるわけではありません。斑鳩町としてはどういう、他の都市との差別化、区別化をしていくかという事は、大変大事な事だろうと思ひまして発言させていただきました。以上です。

町 長

このマンションの関係等については、6月議会で陳情等については理事者側に一つ誠意をもってという事で結論を得たわけですから、私は出来るだけ担当業者を呼びまして、出来るだけ住民の関係等については、やはり住民の方々の心配等、十二分に配慮してやってほしいという事で申し上げました。住民の方々からも要望を聞いております関係等については、出来るものはやっておりますという話でしたけれども、それ以上に私はやっぱり現場を携わる方々は、やはりその周辺の問題等を十二分に考えてほしい。そういう中でもし出来れば三交不動産の役員と共々地元へ行って話をさせていただく機会を作りたいという事で今向こうの方にボールを投げておりますけれども、まだ返事が来ないという状況でございますけれども、私は現場等の関係等については、一番やっぱり現場を携わる方々は非常に苦慮されてると、やっぱり振動の関係等についても色々な関係等についても苦慮されている。うちの職員も何回かやっぱり行ってですね、そういう事の関係等についてやかましく言いますから、そういう努力を

我々としては6月議会から陳情書を受けた以上、できるだけ誠意をもってやっていこうという努力はいたしております。吉野委員おっしゃるように斑鳩町が15mの高さ制限、私はやっぱり15mという高さ制限あるいはこの役場の向こう側は10mですから、色々とやっぱり役場の前でも、あんないい場所に何も建たないというのはどうですかと、規制はされてるわけです。規制をされてきたから、私はやっぱり法隆寺、法起寺、法輪寺の関係等についてもやっぱり皆が守ったんです、三井、岡本の方々が。そして、このバッファゾーンがあるからこそ世界遺産に登録をされたと私は思っております。やはり40年代の時に宅地の開発が進んできて一番あの周辺では、あの猫坂のところであの丘陵地帯が大きく変貌するというような新聞にも書かれております。そういう事もあったわけですがけれども、今ああいう当時のときは立派な一つの一軒家として稲葉西、今現在の2丁目の関係が出てくる。しかしやっぱりこの関係を、推移をみていきますと15mという中でも最近の時世から言うとやっぱり土地を持ってる方がどういう有効利用をしていくかという事がどんどん出来てきたと。それがまず最初にチサンマンション等が出てきたわけでございます。やっぱり田を持ってる方々が何とかそういう形にならないかという事で第1号、第2号、今第5号まで出来てます。そういう形で出来てきた。そしてまた今国道沿道でそういう事が出てくるという事でございます。我々はやっぱり静かな閑静を求めながら、そういうやっぱり町のあり方というものを十分考えているわけですがけれども、何を言いましても法律の下ですから、我々としてはこの15mという高さ制限、あるいはまた10mの規制を守り続けていくというのが本来でございますから、そういう形でこれからもやっぱり位置付けをしていく事が一番大事であると。やっぱり土地所有者、あるいはまたこれから世代が変わってくる、若い世代がどう考えておるのか、やっぱり今一番大きな問題でも駅前南口でも当初は市街化区域だったんです。市街化区域を市街化調整区域へ変えてしまった、そういう事からあの地域が残っているんです。本来だったらあの地域はほとんど潰れておるとい状況です。皆さん

来られてびっくりするんです。あんなん何で残ってる、こんな駅の近くでこんないい場所が、という事になってくるわけです。それが今、昨日の都市計画審議会で開かしていただいて、委員の方々からもそういうご意見が出ておりますように、非常に難しい状況であろうと。ですからその周辺の方々は今、我々年いったら田を耕すのもほとんどしんどいんやと、そしたらどういう形でなっていくのかと、特別保留区域というのも設けまして、区画整理をしようという事でやったけども、現実はとてもそういうものには耐え切れないという事もございまして、現在の状況でございますけれども。やっぱり色々難しい問題が多々あるわけでございまして、我々としては高さ制限の15m、あるいは調整区域の関係の事から前の関係等については、西里地域では10mという事でございますから、非常にこの前の所有者の方々も悩んでおられるわけです。草が生えたら草を刈らんなあかん、またその建物を建てようと思っても10mという中でどういうものが建つかという事でなかなか出来ない、前の関係についても結局、建売りしたかて1件しか売れないというような現状でございますから、非常にやっぱり困っておられる方もございます。やっぱりそういう事も踏まえる中でやっぱり規制は規制として守っていただいた中でこの斑鳩町は現在やっぱり世界遺産第1号という登録をされた事も大きな誇りだと私は思っております。

吉野委員　大変町長さんも苦労されて、斑鳩町を守って、特に今まで何期も長い間されたわけですから、責任を持つ立場として一生懸命やられた結果が今、確かに法隆寺駅前、なんであそこに何で5階建てのマンション、によきによきと建ってないんだろうな、と昔は不思議に思う事がありました、今はよく分かりました。担当課の方に聞きたいんですけども、大阪市とか市内へ行きますと、大きなマンションがによきによき建っております。そのマンションの周りにですね、公開緑地というものが必ず今、新しく出来たマンションでは公開緑地がありまして、これはかなり広いもので、大きな木が、15mくらいの木が立ってい

て、そこが普通の民間、我々が遊びに行ってもそこでご飯食べてもベンチ座ってもいいというような公開緑地というものが出来ております。これは法律上でこういうものを設けなければならないという事で大阪市などはやっているだろうと思います。斑鳩町においても、5階建15mのマンションはやむを得ないと、業者からみたら何で5階建なんよ、こんな所10階建建ててもいいじゃないか、15階でもいいじゃないかと思っておられたら斑鳩町は5階建までだと、15mまでだという事で非常に我々、住民としてお話をしますと業者は5階建で何で文句を言うんだという事を言下におわせてくる場所があります。5階建としても斑鳩町としては公開緑地のようなものを沢山設けて5階建が隠れる程の緑を、植栽をすればいいんじゃないか。そしたら意外と住民も納得していくんじゃないかと思いますが、公開緑地に関して何か担当課さんとしてはありますでしょうか。

都市整備
課長

現在斑鳩町では斑鳩町開発指導要綱という要綱がございまして、これに基づきまして共同住宅を含めまして開発工事に際します規制、これはあくまで行政指導という事で法的に定まってはございませんが、お願いを、お願いの範囲を越えるわけにはいかないんですけれど、指導している状況でございます。その中で当然ものによりましては、緑地でありましたり、共同住宅のようなものでありましたら公園とか、そういった共有スペースの確保も指導しながらやっているというところでございます。委員おっしゃっていただいておりますように公開緑地、緑地でございますけれども公園の中に当然植栽等植えていただくような事で指導をしているわけですが、5階建のマンションが隠れるような緑地というのは、ちょっと想定できない。ですから今の開発指導要綱に基づきます色々な指導を続けてまいりたいと考えております。

委員長

他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長

他にないようですので、私のほうから確認を一つさせていただきたいと思います。9月定例会では決算審査特別委員会が設置される予定ですので、例によりまして当委員会から2名の委員をあらかじめ選出させていただいておきたいと思いますが、委員を希望される方はおられますか。希望される委員は、挙手をお願いいたします。

(挙手する者あり)

委員長

分かりました。

今、挙手されました西谷委員、吉野委員ということでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

両委員には、よろしくお願いを致しておきたいと思いますが、今年度からは、議員は2つの常任委員会に所属しておられる関係で、明日、明後日の厚生、総務常任委員会において希望をお聞きするなかで、後日、調整が必要となることも考えられますので、ご了承をお願いしたいと思います。また、その際にはご協力のほどよろしくお願いいたします。

その他については、これをもって終了します。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたします。なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして、町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

(午前 11 時 31 分 閉会)